

# 長寿医療制度からのお知らせ

## 被保険者証

### 長寿医療の新しい被保険者証をお届けします

現在交付されている長寿医療の被保険者証（後期高齢者医療被保険者証）の有効期限は7月31日です。長寿医療制度に加入しておられる方に、8月1日からご使用いただく新しい被保険者証を、7月中に簡易書留郵便で市役所から郵送します。

◆被保険者証が届いたら・・・  
新しい被保険者証の記載事項などをご確認ください。

◆一部負担金の割合について  
現在お使いの被保険者証は7月31日で有効期限が切れますので、8月以降にお近くの支所または市役所保険年金課へご返却いただくか、各自で廃棄してください。（ご自身で廃棄される場合は、細かく裁断するなど住所や氏名が見えないよう注意してください。）

◆低所得者Ⅰ  
同一世帯の全員が住民税非課税かつ所得が0円の方（年金所得の控除額は80万円として計算）。

## 所得区分

### 〈低所得者Ⅰ〉

同一世帯の全員が住民税非課税かつ所得が0円の方（年金所得の控除額は80万円として計算）。

### 〈低所得者Ⅱ〉

同一世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）。

### 〈一般〉

低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱ、現役並み所得者以外の方。

### 〈現役並み所得者〉

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の長寿医療被保険者がいる方。

ただし、同一世帯に2人以上の長寿医療被保険者がいる場合は、長寿医療被保険者の収入の合計額が520万円未満、同一世帯に長寿医療被保険者が1人の場合は、その長寿医療被保険者の収入額が300万円未満（または、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合は、その方を含めた収入の合計額が520万円未満）の方は申請により「一般」の所得区分と同様に1割となります。

**【今までの被保険者証】**

**【新しい被保険者証】**

被保険者証に示す一部負担金の割合

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

長寿医療制度に加入しておられ、住民税非課税世帯に該当する方は、申請して認定されると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院したときに医療機関の窓口にて提示してください。

## 保険料

**平成21年度長寿医療（後期高齢者医療）保険料を7月中旬に通知します**

平成21年度後期高齢者医療保険料の確定額は平成20年中の所得に基づいて計算し、7月中旬に全ての被保険者の方にお知らせします。また、各期における納付方法および納付額は通知書に記載していますのでご確認ください。

### 保険料の算出方法

所得割額 + 均等割額 = 保険料額  
 【所得割額】 (平成20年中の所得 - 33万円) × 6.85%  
 【均等割額】 38,175円

なお、平成21年4月1日以降に資格の異動があるときは月割りで算出します。

### 納付方法について

保険料の納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です。通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載

示すると、所得区分（低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱ）に応じて入院時の自己負担限度額や食事代が減額されます。（通院時には提示する必要はありません。）

また、所得区分が「一般」および「現役並み所得者」の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象ではありませんが、入院時には自動的に自己負担限度額までのお支払いになります。

### 現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方

現在交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続き要件に該当されると思われる方には、8月1日からご使用いただく新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、7月上旬に市役所から郵送します。

### ◆新たに交付を希望される方

お近くの支所または市役所保険年金課で申請してください。（申請時には、保険証と印鑑（認印）をご持参ください。）

## 《自己負担限度額》（月額）

所得区分	負担割合	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）	入院時食事代（1食当たり）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算（4回目以降は44,400円）	260円
一般	1割	12,000円	44,400円	90日以内の入院（過去12か月の入院日数） 210円 90日を超える入院（過去12か月の入院日数） 160円
低所得者Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	100円
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	100円

## 普通徴収の保険料の納付には口座振替が便利です！

後期高齢者医療保険料を納付書で納めていただいている方は、口座振替による納付をご検討ください。一度手続きいただくと自動で納付できますので、毎月金融機関等の窓口へ行かなくてすみ、たいへん便利です。用紙は市内の金融機関にありますので口座のお届け印をご持参のうえ金融機関窓口で手続きをお願いします。

なお、国民健康保険税などで既に口座振替をご利用の方も改めて手続きが必要です。口座振替の開始は高島市が口座振替依頼書を受理した日の翌月以降となりますので、早めに金融機関窓口での手続きをお願いします。

## 保険者証をだまし取る事件にご注意ください

全国各地で、長寿医療制度の被保険者証をだまし取る事件が発生しています。市町や後期高齢者広域連合の職員と名乗り、「被保険者証の更新時期になったので古い被保険者証を回収に来た。新しい被保険者証は後日郵送する。」などと説明し、被保険者証の引渡しを求めるといった手口での被保険者証の搾取事件が発生しています。

このような不審な訪問者があった場合、絶対に被保険者証を渡さず、最寄りの警察か市役所保険年金課または広域連合へお問い合わせください。



**連絡先**  
 高島警察署  
 ☎(22)0110  
 市役所保険年金課  
 ☎(25)8137  
 滋賀県後期高齢者医療広域連合  
 ☎077(522)3013

